

株式交換に関する事後開示書類
(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第
190 条に定める書面)

2026 年 3 月 1 日

株式会社ワールド
株式会社ライトオン

2026年3月1日

株式交換に係る事後開示事項

神戸市中央区港島中町六丁目8番1
株式会社ワールド
代表取締役 社長執行役員 鈴木 信輝

東京都台東区元浅草二丁目6番6号
株式会社ライトオン
代表取締役社長 執行役員 大峯 伊索

株式会社ワールド（以下「ワールド」といいます。）及び株式会社ライトオン（以下「ライトオン」といいます。）は、2025年11月14日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026年3月1日を効力発生日として、ワールドを株式交換完全親会社とし、ライトオンを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。本株式交換に関し、会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条により開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
2026年3月1日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
会社法第784条の2の規定により本株式交換の差止請求を行ったライトオンの株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過
ライトオンは、会社法第785条第3項及び第4項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定により、2026年2月6日付で、ライトオンの株主に対し、本株式交換をする旨、株式交換完全親会社であるワールドの商号及び住所並びに買取口座を電子公告の方法により公告いたしました。が、会社法第785条第1項の規定により株式買取請求を行ったライトオンの株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

ワールドは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について同第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行ったため、同第 796 条の 2 の規定による本株式交換の差止請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

ワールドは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について同第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行ったため、同第 797 条第 1 項の規定による株式買取請求に係る手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換によりワールドに移転したライトオンの株式の数は、3,422,563 株です。

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) ワールドは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について同第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行いました。

なお、会社法第 796 条第 3 項の規定により本株式交換に反対する旨を通知したワールドの株主はおりませんでした。

- (2) ライトオンは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2026 年 2 月 4 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を受けております。
- (3) ワールドは、本株式交換に際して、本株式交換によりワールドがライトオンの発行済株式の全部（但し、ワールドが保有するライトオンの株式を除きます。）を取得する時点の直前時におけるライトオンの株主（但し、ワールドを除きます。）に対して、その保有するライトオンの普通株式 1 株につきワールドの普通株式 0.2 株の割合をもって、ワールドの普通株式を割当交付いたしました。
- (4) 本株式交換に伴い増加するワールドの資本金及び準備金は、会社計算規則第 39 条の規定に従い、ワールドが別途定めるものとします。
- (5) ライトオンの普通株式は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場において、2026 年 2 月 26 日付で上場廃止となりました。

以 上